様式第二の記載要領第四号の表革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（二十二）「23」」を「別表六の二（二十四）「23」」に改め、同表公害防止用設備の特別償却の項中「第68条の16第１項」を「平成31年旧措置法第68条の16第１項」に改め、同表船舶の特別償却の項及び自動車教習用貨物自動車の特別償却の項を削り、同表再生可能エネルギー発電設備等の特別償却の項中「第４号」を「第１号」に改め、同項の次に次のように加える。

船舶の特別償却	平成31年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号（償却費）	10300	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成31年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号）	10301	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の16第１項の表の第２号の中欄のイ（償却費）	10623	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の16第１項の表の第２号の中欄のイ）	10624	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の16第１項の表の第２号の中欄のロ（償却費）	10625	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の16第１項の表の第２号の中欄のロ）	10626	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の16第１項の表の第２号の中欄のハ（償却費）	10627	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の16第１項の表の第２号の中欄のハ）	10628	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
自動車教習用貨物自動車の特別償却	平成31年旧措置法第68条の16第１項の表の第３号（償却費）	10589	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10590	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却の項の次に次のように加える。

特定事業継続力強化設備等の特別償却	第68条の20第１項（償却費）	10629	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10630	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却の項を削り、同表特定地域における産業振興機械等の割増償却の項中「平成26年旧措置法第68条の27第２項の表の第２号（償却費）　10440」を「所得税法法律（平第10条の租税特別においてという。）表の第２等の一部を改正する成26年法律第10号）規定による改正前の措置法（以下この表「平成26年旧措置法」第68条の27第２項の号（償却費）　10440」に改め、同表医療用機器の特別償却の項を次のように改める。

医療用機器等の特別償却	第68条の29第１項（償却費）	10324	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の29第１項）	10325	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の29第２項（償却費）	10631	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の29第２項）	10632	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の29第３項（償却費）	10633	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の29第３項）	10634	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却の項を削り、同表特定都市再生建築物等の割増償却の項を次のように改める。

特定都市再生建築物等の割増償却	第68条の35第１項（償却費）（同条第３項第１号）	10449	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の35第３項第１号）	10450	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の35第１項、平成31年旧措置法第68条の35第１項、平成27年旧措置法第68条の35	10452	特別償却限度額の欄の金額